

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和 40 年岩手県訓令第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]	
(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。		(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。	
1 企画理事、本庁の部長、 総合政策室長、 <u>総合雇用対 策局長</u> 、出納局長、理事及 び技監	[略]	1 企画理事、本庁の部長、 総合政策室長、出納局長、 理事及び技監	[略]
2 本庁の室長、担当技監、 首席政策監、参事、技術参 事、特命参事（室に置かれ る特命参事を除く。）、総括 課長、政策調査監、報道監、 総務事務センター所長、 <u>総 合雇用対策監</u> 、部付及び局 付	部長、 <u>総合政策室長</u> 、 <u>総 合雇用対策局長</u> 又は出 納局長	2 本庁の室長、担当技監、 首席政策監、参事、技術参 事、特命参事（室に置かれ る特命参事を除く。）、 <u>交通 政策参事</u> 、総括課長、政策 調査監、報道監、総務事務 センター所長、部付及び局 付	部長又は <u>総合政策室長</u>
3 企画室、地域振興支援室、 産業廃棄物不法投棄緊急特 別対策室、医師確保対策室、 総務室及び総合防災室の職 員（室長を除く。）	[略]	3 企画室、地域振興支援室、 産業廃棄物不法投棄緊急特 別対策室、医師確保対策室、 総務室及び総合防災室の職 員（室長及び <u>交通政策参事 の担当区分にある職員</u> を除 く。）	[略]
4 本庁の職員で前3項に掲 げる職員以外のもの	首席政策監、総括課長、 政策調査監、報道監、 <u>総 務事務センター所長</u> 又 は <u>総合雇用対策監</u>	4 本庁の職員で前3項に掲 げる職員以外のもの	首席政策監、 <u>交通政策参 事</u> 、 <u>出納局長</u> 、総括課長、 政策調査監、報道監又は 総務事務センター所長
5 広域振興局の部長、特命 参事及び地域支援課の職員	[略]	5 広域振興局の部長、 <u>保健 福祉室長</u> 、 <u>林務室長</u> 及び特	[略]

[略]	
12 工業技術集積支援センターの所長及び部長	[略]
13 工業技術集積支援センターの職員で所長及び部長以外のもの	部長
[略]	
18 福祉総合相談センターの職員で所長及び部長以外のもの	[略]
19 都南の園事務局長の職員で事務局長以外のもの	事務局長
20 [略]	[略]
21 [略]	[略]
22 [略]	[略]
23 [略]	[略]
24 [略]	[略]
25 [略]	[略]
26 [略]	[略]
27 [略]	[略]
28 [略]	[略]
29 [略]	[略]
30 [略]	[略]
31 [略]	[略]

(出勤簿取扱主任)

第5条 出勤簿取扱主任は、所属長があらかじめ指定する吏員とする。

2 [略]

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して政策推進課、企画室、総務室若しくは出納局総務課の管理担当課長、総合雇用対策監、労働委員会事務局審査調整課長又は収用委員会事務局長（以下「管理担当課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長

命参事	
[略]	
12 工業技術集積支援センターの所長及び次長	[略]
13 工業技術集積支援センターの職員で所長及び次長以外のもの	次長
[略]	
18 福祉総合相談センターの職員で所長及び部長以外のもの	[略]
19 [略]	[略]
20 [略]	[略]
21 [略]	[略]
22 [略]	[略]
23 [略]	[略]
24 [略]	[略]
25 [略]	[略]
26 [略]	[略]
27 [略]	[略]
28 [略]	[略]
29 [略]	[略]
30 [略]	[略]

(出勤簿取扱主任)

第5条 出勤簿取扱主任は、所属長があらかじめ指定する職員とする。

2 [略]

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して政策推進課、企画室、総務室若しくは出納局の管理担当課長、労働委員会事務局審査調整課長又は収用委員会事務局長（以下「管理担当課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることに

の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

(着任)

第15条 [略]

2 [略]

3 職員は、着任した後直ちに着任届（様式第13号）を所属長に提出しなければならない。

(事務引継ぎ)

第17条 職員は、退職、出向、配置換え又は休職等のため担当事務を離れる場合においては、事務引継書（様式第14号）により後任者又は所属長の指定する者にその担当していた事務を引き継ぎ、その結果を所属長に報告しなければならない。ただし、役付職員以外の者で所属長の承認を得たときは、口頭により引き継ぐことができる。

(当直員の設置)

第19条 本庁及び出先機関に別に定めるところにより当直員を置く。

(当直員)

第21条 当直員は吏員を充てるものとする。ただし、吏員により難い特別の事情がある場合において、当直管理者が知事の承認を得たときは、この限りでない。

(当直命令)

第22条 当直命令は、出先機関の長等別に定める者以外の職員（本庁にあっては、室長、総括課長及び担当課長並びにこれらに相当する職にある者で一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第26条第1項の規定に基づき給料の特別調整額が支給されるものに限る。）に対し、当直勤務日前15日までに当直命令通知書（様式第15号）により所属長が行うものとする。

2 [略]

(当直日誌)

第31条 当直員は、当直勤務中の状況その他所定の事項を当直日誌（様式第16号）に記載し、署名押印の上、当該勤務終了後当直管理者の検閲を受けなければならない。

様式第13号（第15条関係）

着任届		所認 属 長 印
岩手県知事	所属	

より（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

(着任)

第15条 [略]

2 [略]

(事務引継ぎ)

第17条 職員は、退職、出向、配置換え又は休職等のため担当事務を離れる場合においては、事務引継書（様式第13号）により後任者又は所属長の指定する者にその担当していた事務を引き継ぎ、その結果を所属長に報告しなければならない。ただし、役付職員以外の者で所属長の承認を得たときは、口頭により引き継ぐことができる。

(当直員の設置)

第19条 本庁及び出先機関に別に定めるところにより当直の勤務に従事する職員（以下「当直員」という。）を置く。

第21条 削除

(当直命令)

第22条 当直命令は、出先機関の長等別に定める者以外の職員（本庁にあっては、室長、総括課長及び担当課長並びにこれらに相当する職にある者で一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第26条第1項の規定に基づき給料の特別調整額が支給されるものに限る。）に対し、当直勤務日前15日までに当直命令通知書（様式第14号）により所属長が行うものとする。

2 [略]

(当直日誌)

第31条 当直員は、当直勤務中の状況その他所定の事項を当直日誌（様式第15号）に記載し、署名押印の上、当該勤務終了後当直管理者の検閲を受けなければならない。

様	職、氏名	印
採用（転入、配置換え）を通知された年月日	年 月 日	
採用（転入、配置換え）の発令年月日	年 月 日	
着任年月日	年 月 日	
その他参考事項		

(A4)

様式第14号（第17条関係）

[略]

様式第15号（第22条関係）

[略]

様式第16号（第31条関係）

[略]

様式第13号（第17条関係）

[略]

様式第14号（第22条関係）

[略]

様式第15号（第31条関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。